



JAL不当解雇撤回ニュース

No448号 2015.06.21
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

「管財人による不当労働行為事件」の東京高裁判決

東京高裁、管財人の不当労働行為を 憲法 28 条(団結権)に照らし、断罪!

株主総会の翌日 6 月 18 日、東京高裁(第 14 民事部・須藤典明裁判長)において、不当労働行為事件の高裁判決が出されました。裁判長は、原告(支援機構・JAL)の訴えを棄却すると述べた後、判決理由を述べました。これによって、2010 年の大晦日に 165 人を整理解雇する過程で、管財人らが行った労働組合への介入行為が、東京都労働委員会、東京地裁に引き続き、東京高裁でも不当労働行為であることが断罪されました。

憲法を守り抜いた東京高裁

判決文は、「争議権の確立は、会社との対等性を確保するための有力な対抗手段となるもの。労働組合にとって最も根幹的な権利の一つである。そのような意義を持つ争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、組合の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動である。

憲法 28 条で団結権が保障されている。憲法は会社存続を優先するわけではなく、会社が労働組合に介入することを認めていない。

会社が破たんし、会社更生法の下での再建中という非常事態であっても、支援機構の発言は労働組合の主体性、自主性、独立性を阻害するものであり、法律で禁じられている労働組合の運営に介入する行為であり、不当労働行為である。」と明確に断罪しました。



【写真】裁判所前で勝訴判決に湧く支援の皆さん

会社存立の為でも、組合への 一方的な介入は許されない

更に判決文では、「会社が存立のため、争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかないのであって、そのような妥協を図る方法によることなく、一方的に労働組合の運営に重要な影響をおよぼすようなことを述べるなどして、その運営に介入しようとすることは、労働組合の自主性や独立性を脅かすものであって、労働組合法 7 条 3 号が禁止しているところというべきである。」と述べている。



解雇撤回裁判判決の 「管財人絶対論」を覆す

解雇撤回裁判は、今年2月に最高裁で審理もされないまま上告棄却され、解雇有効の東京高裁判決が確定しました。

しかし、本判決で管財人の不当労働行為が断罪されたことによって、「管財人の判断はすべて正しい」「解雇は有効だから、不当労働行為はなかった」とした判決が間違っていることを証明しました。

裁判所が選任した、公正・公平なはずの管財人が違法行為を犯したのです。

解雇問題解決に向けて、 一日も早い誠実交渉を！

本判決で、管財人が組合と話し合いをし、解雇を回避する努力をせず、違法行為を犯してまで、解雇を強行したことが明らかになりました。

それゆえに、解雇が強行される前に立ち戻り、解雇回避のためになすべきことを労使双方で協議すべきです。

そして、ILO 勧告が述べているように、解雇問題を解決するために、会社は早急に誠実交渉をすべきです。

画期的な判決に、参加者全員が、喜びと確信！

裁判後の報告集会では、弁護団から判決要旨の説明後、「高裁でこれほど憲法 28 条に踏み込んだ画期的な判決はなかったかもしれない」「憲法を守る判決になったのは、乗員組合と CCU が不当労働行為に負けずに闘ったからに他ならない」などの感想が述べられました。

参加者からは、「憲法 28 条違反で断罪したことは、解雇撤回に向けて武器になると思う。大きな運動につなげていける」などの発言があり、勝利の喜びを分かち合いました。参加者の誰もが、この勝利が整理解雇問題の解決につながるものと確信を持ちました。



【写真】集会で報告を行う、田二見 JFU 委員長

更生会社であることを武器にして、嘘と脅しをする弁護士が管財人だなんて許せない。断罪されて本当に嬉しい。会社は団交の席でいつも、争議権は労働者の権利であることは承知しているが、お客様や仲間への迷惑を考えてほしいと発言する。この判決文を突き付けたい。



あの時の管財人たちの脅しで、職場は動揺したが、自分たちが闘ってきたからこそ、画期的な勝利判決を得られたことに自信を持った。解決に向けて、頑張りたい。

～お礼と更なるお願い～

東京高裁宛の公正な判決を求める団体署名は、判決日までに 3850 筆を提出しました。皆様のご支援に、心から御礼を申し上げます。

更に、本判決を受け、JAL に対して、「上告をするな！」の FAX を送って下さるようご協力をお願い致します。FAX 番号は、03-5460-5900（社長秘書室）